

2025 年 10 月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2025 年 10 月 2 日に英国（ロンドン）にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2025 年 10 月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Helena Simkova 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長、矢野常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) 及びニュージーランド報告審議会 (XPB)	Keith Kendall、 Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)	Gihad Alamri
エフラグ (EFRAG)	Sebastián Harushimana 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Simone Scettri 他
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Paul Lee 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Hillary Salo 他

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2025 年 10 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
企業結合－開示、のれん及び減損	75 分	60 分	3
無形資産	90 分	80 分	9
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	90 分	60 分	13
持分法	75 分	60 分	17
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	15 分	22

今後の日程(予定)

2025 年 12 月 1 日及び 2 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 企業結合—開示、のれん及び減損

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 3 月に公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2024 年 7 月 15 日）。IASB は 2025 年 2 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、企業結合の業績等に関する情報の開示について免除が適用される状況及び免除の適用について ASAF メンバーの意見が求められた。また、IAS 第 36 号「資産の減損」に関する提案のうち、使用価値の算定に関するリストラクチャリング及び資産の拡張から生じるキャッシュ・フローの提案の側面について、ASAF メンバーの意見が求められた。
4. アジェンダ・ペーパー（AP1A 及び AP1B）において、具体的に次の点について意見が求められた。

(1) 免除が適用される状況

- ① 企業結合の業績及び期待されるシナジーに関する情報の開示が、ASAF メンバーの法域内における法律上/規制上の要求事項に違反する状況の例はあるか。
これらの状況において、企業の情報開示を免除すべきと考えるか。
- ② 企業結合の業績及び期待されるシナジーの情報の開示について、(質問①以外で) 社会的な悪影響又は業務上の悪影響をもたらす例はあるか。なお、既に免除の対象とされたものを除く。
これらの状況において、企業の情報開示を免除すべきと考えるか。
- ③ 免除の範囲について、質問①及び質問②に挙げた例をカバーしつつ、不必要に他の状況に拡大しないような精緻化の提案はあるか。免除の要件を、『「企業結合の成功を著しく損なう」ことが予想される場合」とする方向で見直し、取得日における主要目的の達成は企業結合の成功の一例である（唯一の例ではない）ことを明確化する提案は、この論点に効果的に対処できると考えるか。

(2) 免除の適用

- ① 設例開発の便益とコストを踏まえて、免除を適用できる状況の例を含めるべきと考えるか。
- ② AP1A スライド 16 に記載される例（新製品の発売、法律上/規制上の要求事項の違反）以外で、設例の開発の検討が可能な状況の例はあるか。

③ AP1A の付録 A に含まれる設例について、意見や提案はあるか。

(3) リストラクチャリング及び資産の拡張から生じるキャッシュ・フロー (AP1B)

① 便益とコストを考慮した場合 (AP1B スライド 11 参照)、IASB は資産の現在の潜在能力を反映するキャッシュ・フローと、そのような潜在能力を反映しないキャッシュ・フローを例示する設例を開発すべきと考えるか。

② AP1B の付録 A に示されている設例と同様の設例は、利害関係者が資産の現在の潜在能力という概念をより良く理解し適用するのに役立つか。あわせて理由を説明されたい。役立たない場合、どのような変更を提案するか。その理由も説明されたい。

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(免除が適用される状況)

法律上/規制上の要求事項に違反する状況

- (1) 法律上/規制上の要求事項に違反する状況において、情報開示を免除する提案に賛成する。(ASBJ 他)
- (2) 法律上/規制上の要求事項に違反する状況において企業結合に関する情報開示の免除を設ける場合、企業結合以外については違反する状況であっても開示が要求されると示唆されるおそれがある。しかしそれは適切でないと考えるため、企業結合の開示に限定されないことを明確化していただきたい。(ASBJ)
- (3) 我々の法域では、上場企業は、守秘義務規則等に抵触するおそれのある機密事項について情報開示を行うことは認められていない。また企業の機密情報等について、一定の状況の下で情報開示が猶予又は免除される。このため、関連する情報の開示が会計基準において免除されない場合、企業は規則と会計基準の要求事項の間で板挟みになる。
- (4) 我々の地域では、法律上/規制上の要求事項に違反する状況はないものの、経営陣は財務報告の情報に責任を負っていることから、将来予測情報を記述することに神経質になっている。

社会的な悪影響又は業務上の悪影響をもたらす状況

(5) 社会的な悪影響又は業務上の悪影響をもたらす状況において、情報開示を免除する提案に賛成する。

(6) 「社会的な悪影響」という表現は概念が広く、企業や地域によって異なる解釈がなされるおそれがある。

法律上/規制上の要求事項に違反する状況と社会的な悪影響又は業務上の悪影響をもたらす状況の両方に関連する意見

(7) 我々の地域では、企業結合の業績及び期待されるシナジーの情報の開示によって問題が生じる具体的な状況はない。

免除の範囲についての提案

(8) 「企業結合の成功」という概念は免除の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

(9) ((8)の発言に関して)「企業結合の成功」という概念は適用上の困難を招く可能性があるため、法律上の違反、社会的な悪影響及び業務上の悪影響の点に絞って免除の範囲を拡張することが適切であると考ええる。

(10) 「企業結合の成功」には賛否があり、本公開草案の「企業結合の主要目的」の方が適切であるという意見も聞かれた。また、『企業結合の成功を著しく損なう』ことが予想される場合」と法律上/規制上の要求事項に違反する状況については、それぞれが開示免除となるように分離して記述されることが望ましいとの意見が聞かれた。社会的な悪影響又は業務上の悪影響をもたらす状況についても同様である。

(11) 免除の範囲が広くなりすぎないように適切に表現することは困難なため、開示が要求される条件を定義する方がよいと考える。例えば、投資家向けの説明において企業が公表した情報を財務諸表においても開示を要求するというアプローチが考えられる。この場合、商業上の機密は免除の理由にならない。また、実質的に非上場企業を開示要求の対象外にできるという利点も生じる。

(12) ((11)の発言に関して) 有効なアプローチであると考ええる。

(13) 免除の範囲が広すぎる懸念があるため、「企業結合の主要目的を著しく阻害する」という要件を残し、法律上/規制上の要求事項に違反する状況と結び付けることで、免除の範囲を適度に拡張することができると思う。

(14) 免除が有効に機能するかどうか疑問があるため、法律上/規制上の要求事項に違反す

る状況のように、機能する証拠が得られそうな領域に絞るべきである。

- (15) 免除が適用される状況の例は適切であり、免除は必要であると考え。しかし、適用例も限られると見込まれるため、表現の修正に時間を費やすべきではないと考える。

その他

- (16) 我々の法域又は地域では、提案される企業結合の業績及び期待されるシナジーの情報の開示について、財務諸表に含めるべきでないとの意見が大半である。

- (17) 開示の免除については、免除された旨やその理由を開示することで、関係者の注意を引くことが必要と考える。

(免除の適用)

- (18) 設例を掲載することには賛成する。

- (19) 設例に依拠して検討を進めることには慎重な立場である。

- (20) 設例を掲載することにより、各企業の状況が例示の状況に該当しない場合に適用上の困難が生じる懸念があるため、反対である。設例を掲載する方向で検討する場合には、他の IFRS 会計基準書と同様に原則主義を徹底する必要があると考える。

- (21) 企業が開示の免除を判断する前に、集約して開示することが可能かどうかの検討に焦点を当てた設例開発を検討いただきたい。

- (22) 設例は簡潔すぎると考える。免除が適用される又は適用されない理由が示されておらず、本文に記載されている以上の情報がないという意見が聞かれた。

- (23) ((22)の発言に関して) 本文以上の事項を設例で追加することは、裏口からの基準設定となってしまうかねない。(IASB Barckow 議長)

- (24) 簡素な設例を好感する意見も聞かれたが、関係者の多くから、2つの設例の判断の分岐点に懸念があるとの意見が聞かれた。競合間での製品発売順序が分岐点とされているが、特に、監査人や規制当局者から企業の主張への反論が難しいと懸念が示されている。そのため、競合他社の市場における地位や研究開発力といった事実に基づく検討を強調することを提案したい。

- (25) 設例の開発には長短があると考え。今回の2つの設例は両極端であるため、その中間に位置する設例が求められる一方で、そうした設例が新たな原則を定めることにな

ってしまうおそれがあり、開発には困難があると考える。

- (26) 結論が異なる類似の事実関係を用いた設例を開発し、結論の違いがどの事実の違いから生じるのかを示すと有用であると考える。また、期待されるシナジーに関する例示の追加を要望する。

(リストラクチャリング及び資産の拡張から生じるキャッシュ・フロー)

- (27) 提示された設例に賛成する。(ASBJ 他)

- (28) 設例は、将来キャッシュ・フローについて、合理的で裏付け可能な根拠があることが明白な例である。しかし、このように設例を提示する場合、合理的で裏付け可能と整理するためには著しく高い実現可能性が求められているように示唆される懸念がある。(ASBJ)

- (29) 一部のメンバーからは、複数の資金生成単位がある設例や事業計画の変更がある設例、さらに、リストラクチャリング及び資産の拡張から生じるキャッシュ・フローをどのように事業計画に織り込むのかを示す設例を開発することを求める声も聞かれた。

- (30) 設例を通じて、提案によって変更が行われる点を説明することは重要である。しかし、のれんを含む資金生成単位の過大評価となるような楽観性のリスクを低減させることも重要と考える。

- (31) 「現在の潜在能力」と「合理的で裏付け可能」との間の境界が明確ではないと考える。

- (32) 「現在の潜在能力」に基づくキャッシュ・フローを使用価値の算定に含めることには反対である。潜在能力は公正価値の算定において含まれるべきものであり、使用価値の算定に含めると、のれんの減損損失の認識が遅すぎるという懸念に対応するという本プロジェクトの目的に合致しないこととなる。

- (33) 「現在の潜在能力」の概念は広すぎるため、ガードレールと呼べるような範囲の目安を示すとよい。「現在の潜在能力」の説明を精緻化すれば、除外すべき状況を示すことで十分になると考える。

- (34) 「現在の状態 (current condition)」、「現在の潜在能力」、「資産の拡張 (asset enhancement)」の三者について違いを理解することが困難であるため、同一の例をもとにそれらの間の境界を明確化していただきたい。

(35) 結論の根拠において、使用価値と公正価値との相違を説明するとよい。

(36) 設例を掲載すること自体に基本的には慎重な立場ではあるが、今回の設例は複雑ではなく、設例を記載することで不都合は生じないを考える。

III. 無形資産

議題の概要

6. IASB は、第 3 次アジェンダ協議で優先度が高いとされた無形資産について、2024 年 4 月にリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、プロジェクトを開始した。
7. 本セッションでは、無形資産プロジェクトに関し、無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかを検討する際に、テストケースとして選択された適用上の問題、及び新種の無形資産やその新しい利用方法に関する問題について、ASAF メンバーの意見が求められた。
8. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) クラウド・コンピューティング及びアジャイルソフトウェア開発について、さらに検討すべき原則及びトピックに関するスタッフの分析に同意するか。何かが漏れていると考えるか。漏れている場合、何が漏れているか。
 - (2) さらに検討のための具体的なテストケースとして AI 及びデータ資源を選択しないというスタッフの初期的な見解に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。ASAF メンバーの法域内の利害関係者から聞かれたその他の懸念はあるか。
 - (3) IASB が検討すべきと考える別の潜在的なテストケースはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(全体的な方向性)

- (1) テストケースを用いることは、無形資産の定義及び認識規準のいくつかの側面に対する潜在的な変更を検討する出発点として有用であるが、IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)の範囲にある項目は物理的実体がないという特徴を共有するのみであり、その性質や使用方法には様々なものがある。無形資産のための単一の基準を開発することを計画するのであれば、検討すべき様々な論点を識別し、既存の無形資産及び将来無形資産となり得るもの双方を検討する必要がある。これらを踏まえると、示された 2 つのケースに焦点を当てるだけでは不十分である。(ASBJ)
- (2) プロジェクトの方向性を支持するが、リサーチの範囲を広げた方が良い。

- (3) クラウド・コンピューティングとアジャイルソフトウェア開発をテストケースとして選択したことを支持する。
- (4) テストケースの理解から概念的な原則を導くという考えに同意する。新たなテクノロジーが出てくるたびに基準を再検討することがないようにすべきである。
- (5) ソフトウェアに関連する2つのテストケースに同意するが、あらゆる種類の無形資産に当てはまる共通のテーマを見出しながら、それらすべてに適用できる定義を調整できるような原則を見つけられるかについては懐疑的である。

(クラウド・コンピューティング)

- (6) クラウド・コンピューティングをテストケースとして用いることに同意する。我々の法域では、利用者ニーズの観点から、公的説明責任のない企業にクラウド・コンピューティング・サービスの導入コストの資産化を認める変更を行った。
- (7) SaaS 契約は以前よりも複雑になっており、単純な事例を検討するのは適切ではなく、範囲を広げる必要がある。プライベートクラウドとパブリッククラウドとは異なるため、これらに関連する考慮事項を反映するよう 2019 年のアジェンダ決定を補足することを提案する。
- (8) SaaS 契約に関するアジェンダ決定が実務に混乱を起こしたので、SaaS 契約をテストケースとするのは良い考えである。アジェンダ決定とは異なり、我々の地域の見解では、企業がソースコードを獲得する権利を有しないとしても、適格コストは資産化され则认为している。
- (9) 我々の法域の利害関係者は、アジェンダ決定に関連して、コストの資産化についてのさらなる明確化を求めている。
- (10) クラウド・コンピューティングに関連して経済的便益の評価を組み込むことと、開示要求に関する追加リサーチの実施の2点を検討することを提案する。
- (11) IAS 第 38 号と IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」による会計処理が対称的となるべきとは考えていない。

(アジャイルソフトウェア開発)

- (12) アジャイルソフトウェア開発にとって会計単位が重要であり、これを明確化することでいくつかの原則を開発するのに役立つ可能性がある。

- (13) 会計単位概念に加えて、コンポーネント化アプローチを検討してほしい。IAS 第 38 号第 20 項では、既存の無形資産に対する追加の認識は稀となっているが、アジャイルソフトウェアには当てはまらない可能性がある。
- (14) アジャイルソフトウェア開発における、反復的な開発の概念を明確化すべきであり、これは AI に関連する論点にも存在するものであると考えている。
- (15) クラウド・コンピューティングと比較して、技術上の実行可能性規準の適用に多くの複雑性をもたらしていると考えられるため、アジャイルソフトウェア開発を別個のテストケースとすることを支持する。
- (16) アジャイルソフトウェア開発をテストケースとすることに賛成する。我々の法域における利害関係者との議論では、開発方法は、ウォーターフォール方式とアジャイルソフトウェア開発のどちらかに二分できるものではないという意見が聞かれており、我々の法域では開発方法にとらわれない基準開発を行った。

(AI 及びデータ資源)

- (17) AI に関する実務上の課題はクラウド・コンピューティング及びアジャイルソフトウェア開発と一緒に扱うことができるという IASB スタッフの初期的分析に同意する。他方、データ資源は別途の検討対象とすべきと考える。(ASBJ)
- (18) まずは選択した 2 つのテストケースから開始して、必要なリサーチを実施し、進展があってから AI について検討することで良いと考える。
- (19) 我々の地域では、AI をテストケースとすべきか否かの意見は半々であった。テストケースとすることに賛成する理由は、AI はアジャイルソフトウェア開発とは異なる独自の特徴をいくつか有すると考えるためである。
- (20) AI 及びデータ資源の独自の特徴は、クラウド・コンピューティング及びアジャイルソフトウェア開発の分析によっては捉えられないため、AI 及びデータ資源をテストケースとして含めることを再検討すべきである。
- (21) AI 及びデータ資源を補助ケースとすることに同意する。アジャイル開発と AI を区別することは困難であり、相互に関連するため、AI を検討することでアジャイル開発に関する原則を開発する方法に洞察を得られ、逆もまたしかりである。
- (22) AI 及びデータ資源をテストケースとする必要はないと考える。原則を開発するためのテストケースは既にあり、原則が開発された後に、その原則をこれらのケースでテ

ストすればよい。

(23) ビジネスモデルの観点からどの無形資産を計上すべきかを考える上で、データ資源は潜在的に良いテストケースになると考える。AI は発展途上であり、将来的に扱えば良いと考える。

(24) AI は時間とともに価値が増えていく点が陳腐化を避けられないクラウド・コンピューティング及びアジャイルソフトウェアのような技術とは異なる。資産が永久的に更新され、償却開始時点の決定が難しいという AI の特徴を踏まえると、原価モデルに疑問を抱き、例えば生物資産のように公正価値のみに基づくモデルを提案する専門家がいます。

(25) AI を具体的なテストケースとしないことに同意する。AI モデルの訓練やデータ変換コストをどのように扱うかに関連する具体的な質問が聞かれているが、これらは AI に特有のものではなく、SaaS 契約及びアジャイルソフトウェア開発のテストケースにおいて取り扱うことができる。

(その他)

(26) SaaS プロバイダーに支払われる前払いとファイヤーウォールに関連する開発についても検討してほしい。

(27) 研究開発費のような伝統的な無形項目がなぜ現行の会計基準によって捕捉できないのかを検討するために、伝統的な無形資産もテストケースとして追加してほしい。

(28) 我々の地域では、通信業界等で無形資産を有形資産のように計上している事例が観察されていることを踏まえ、会計単位に関して、無形資産と有形固定資産のどちらとして計上するのかに関連する IAS 第 38 号第 4 項を検討し、会計単位の定義についてのグレーゾーンをなくすことに役立つため、コンポーネント化の概念を導入することを提案する。

(29) 利用者のニーズを踏まえると、研究開発に関する開示の拡充が有用であると考えます。

IV. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

10. 本セッションでは、アウトリーチにおいて識別されたキャッシュ・フローの分類に関する課題についての IASB スタッフの初期的分析における次のことについて、ASAF メンバーの意見が求められた。

(1) IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」(以下「IAS 第7号」という。)の要求事項の一貫した適用が行われていないことの一因となっている可能性がある4つのシナリオについて、次の点に関する IASB スタッフの初期評価に同意するか。

同意しない場合は、ASAF メンバーの法域における具体的な事実パターンと裏付けとなる証拠を提供の上、理由の説明を求める。

① 一貫した適用が行われないことの一因となっている可能性がある基礎要因

② 当該例の分類は、IAS 第7号を適用することで全般的に決定可能であること

(2) 一貫した適用が行われないことの一因となっている可能性があるその他の要因はあるか。

(3) IASB スタッフの初期的分析について、何かコメント又は質問はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(全般)

(1) IAS 第7号の一貫した適用が行われていないことの一因となっている可能性がある各項目について、IAS 第7号を適用することで分類を決定可能であることと、IAS 第7号を適用した結果の分類が財務諸表利用者に有用な情報を提供するかどうかは異なるため、IAS 第7号を適用した結果の分類が財務諸表利用者に有用な情報を提供するものとなっているかに関する検討を行う必要があると考えられる。(ASBJ)

(2) IFRS 解釈指針委員会で議論されるような適用上の一貫性に関する問題であり、ASAF で議論する内容としては細かい部分に踏み込み過ぎていると考えられる。

(3) ((2)の発言に関して) 個々の課題すべてに対応しようとしているのではなく、現状の問題点をグループ化し、よりハイレベルで捉え直すことで、より広範な対応策を検

討しようとしているものである。(IASB スタッフ)

- (4) 根本的な問題の1つは、キャッシュ・フロー計算書が公表直前に作成されていることであるため、キャッシュ・フローを基準全体で参照するように促すことにより、作成者がより早期にキャッシュ・フローについて考慮するようになる可能性がある。また、キャッシュ・フロー計算書と報告書のその他の部分との調整や一貫性を高めることは、財務諸表利用者の理解及び財務報告に対する信頼性を高めることに役立つと考えられる。
- (5) 単一の取引又は事象がキャッシュ・フロー計算書と損益計算書の双方に影響を与える場合、両者の分類は同一であるべきである。
- (6) ((5)の発言に関して) キャッシュ・フロー計算書の抜本的な見直しではなく、既に指摘されている不整合が生じている箇所を識別しようとしているものである。IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の開発において、財政状態計算書、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の一貫性と整合性を実現しようとしたが、達成可能な範囲には限界がある。(IASB Barckow 議長)

(IASB スタッフの初期評価)

全般

- (7) スライド 12 に記載されている IASB スタッフの分析は多数のケースで妥当と考えられる。ただし、少数のケースにおいて、判断に幅が生じる可能性も存在すると認識している。(ASBJ 他)
- (8) IAS 第7号は概念的には適用可能であるが、一貫した適用が困難であるケースがあるため、追加的なガイダンス又は例示が必要である。

キャッシュ・フローが投資活動又は財務活動の定義を満たさない(結果として営業活動として分類される)

- (9) 分類結果が、経済的実態を反映しない場合はある。例えば、企業結合における変動対価に関連する支払は営業活動に分類されるが、少数の利害関係者は、これらの支払の性質は投資活動に関連するため、投資活動に分類する方が適切であると主張している。
- (10) 企業結合における繰延支払や条件付対価の分類結果は、財務諸表利用者の誤解を招く可能性がある。

関連する項目のキャッシュ・フローの分類と連動している

- (11) 政府補助金の受領について、基礎となる項目に対する実務上の理解が異なる場合があり、実務上はすべて営業区分に分類する方が良い可能性がある。
- (12) 政府補助金の受領について、支払のタイミングにより分類が異なるとの意見が聞かれている。
- (13) 政府補助金に関する会計基準を最近完了させたが、その際にキャッシュ・フロー計算書への反映方法について明確なガイダンスを求める意見が多く寄せられた。検討を行った結果、政府補助金には多様な種類があることから原則に依拠する結論に至った。

当初の取引が非資金取引である

- (14) IASB スタッフの初期評価は多数のケースで妥当と考えられる。一方で、「当初の取引が非資金取引である」事例は、現行基準ではどのように取り扱うか明確ではないと認識しているが、米国基準では取扱いがより明確である。したがって、当該事例については少数の基準設定、追加のガイダンス又は例示を提供することが考えられる。

キャッシュ・フローの分類が主たる収益獲得活動に依拠する

- (15) 特にキャッシュ・フローの分類が主たる収益獲得活動に依拠する場合について、追加的なガイダンスを提供する又は基準の修正を要請する。

(書面によるフィードバックについて)

- (16) スライド 8 で言及されている IAS 第 7 号の分類に関する要求事項は一貫して適用されているものの利害関係者が分類に同意していない項目が、書面によるフィードバック（以下「本フィードバック」という。）が求められている項目に含まれていないことに疑問がある。また、今後いつ議論が行われるのか詳細な計画とスケジュールを教えてください。本フィードバックについて 12 月の ASAF 会議で議論されない場合、IASB スタッフは 11 月 3 日としている回答期日を延長し、ASAF メンバーが十分に準備できるように時間を確保することを提案する。(ASBJ)
- (17) ((16)の発言に関して) 11 月 3 日を回答期日とした理由は、12 月に IASB へ報告し、キャッシュ・フローの分類に関する方向性を決定するためである。(IASB スタッフ)
- (18) 外国為替取引については、分類に関する複雑性があると考えられる。また、顧客への融資の提供及びセール・アンド・リースバック取引（特に資産の購入とリースの区別

に実質的にキャッシュ・フローが関連している場合)に少数の誤りがある。

(19) リースに関しては、IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューにおいてコメントを提出する予定であるが、キャッシュ・フローと相互に関連する多数の課題がある。

(20) サプライチェーン・ファイナンス契約について、我々の法域における透明性を向上させるためのプロジェクトにおいて具体的に検討を行った結果、キャッシュ・フローの表示は一貫していた。

V. 持分法

議題の概要

12. IASB は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202X 年改訂)」(コメント期限: 2025 年 1 月 20 日) (以下「ED」という。) を公表し、現在は ED の提案に対するフィードバックを踏まえた再審議を進めている。

13. 本セッションにおける、ASAF メンバーに対する質問は次のとおりである。

(1) 「関連会社の原価」の測定－取得関連コストの取扱い

持分法の適用上、投資者は取得関連コストをどのように認識すべきか(論拠を含む)。

代替案 1: 発生時に純損益に認識する。

代替案 2: 関連会社の原価の一部として認識する。

(2) 所有持分のその他の変動－希薄化の利得又は損失

① 所有持分のその他の変動における希薄化の利得又は損失を純損益に表示する ED の提案に賛成か。

② 上記①に賛成ではない場合、次の代替案のいずれを支持するか(理由を含む)。

代替案 1: 希薄化の利得又は損失を認識しない。

代替案 2: 希薄化の利得又は損失を資本に表示する。

代替案 3: 希薄化の利得又は損失を OCI に表示する。

③ 「間接的な」希薄化への ED の提案の適用方法を明確化すべきと考えるか。

ASAF 会議での議論の概要

14. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(「関係会社の原価」の測定－取得関連コストの取扱い)

代替案 2 (関連会社の原価の一部として認識する) を支持する意見

- (1) 取得関連コストの取扱いについては、IASB スタッフが提示した代替案 2 (関連会社の原価の一部として認識する) を支持する。(ASBJ 他)

- (2) 代替案 2 は IFRS 解釈指針委員会の 2009 年 7 月のアジェンダ決定（以下「2009 年 7 月 IFRIC アジェンダ決定」という。）と整合していると考ええる。IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）との不整合は認識しているが、IFRS 第 3 号と整合させることが必ずしも適切とは限らないと考えている。（ASBJ 他）
- (3) 取得日の公正価値を用いて取得コストを個別資産に配分し、その後再測定しないため、コストによる測定に該当すると考えている。ここでは取得原価を配分するために公正価値を用いるのであり、公正価値を用いることが必ずしも公正価値による事後の再測定を意味するのではない。この考え方は「財務報告に関する概念フレームワーク」と整合的であり、少なくとも持分法においては正しく進めるべきである。（ASBJ）
- (4) 「財務報告に関する概念フレームワーク」第 6.5 項の歴史的原価の測定に関連する要求事項と整合的であるため、代替案 2 を支持する。
- (5) 我々の法域又は地域では意見が分かれているが、2009 年 7 月 IFRIC アジェンダ決定と首尾一貫した現在の会計方針を維持することが妥当であると考ええる。
- (6) 我々の地域においても意見が分かれているが、実務上は代替案 1 よりも代替案 2 の適用が多く見られる。
- (7) 我々の地域の代替案 2 を支持する人々は、子会社の中には関連会社の買収を頻繁に行うところもあり、取得関連コストが非常に多額となる可能性があるため、それらが費用計上された場合、買収年度の収益性を大幅に低下させることとなり、業績を反映していない可能性があるとの懸念を示した。

その他の意見

- (8) 我々の地域では意見が分かれており、実務に多様性が見られるものの、単純かつ明確であり、より一貫性のある実務が可能になると考えられることから、代替案 1（発生時に純損益に認識する）を支持する。
- (9) 我々の地域では意見が分かれているが、いずれの代替案を選択するにしても移行計画を策定し、適用時期を明確にすべきと考える。
- (10) 我々の法域では、特段の懸念事項を識別していない。いずれの代替案にも明確な根拠があるとは言えないため、異なる見解があることを認めて多様性の排除を進めるべきである。
- (11) 本論点については、関連会社や共同支配企業だけでなく、個別財務諸表における子会

社の取扱いについても対処されることを望む。

原価の定義の提案を再検討する必要性について

- (12) 2009 年 7 月 IFRIC アジェンダ決定の理由について、当時は原価の定義がなかったため、IFRS 解釈指針委員会は原価を測定する他の IFRS 会計基準を類推しようとした。今回の我々の提案では、IFRS 第 3 号の公正価値に類似した方法で原価を定義している。IFRS 第 3 号が取得関連コストを費用処理する根拠は、取得関連コストが売手と買手の間で交換された価値の一部ではないことである。(IASB スタッフ)
- (13) ((12)の発言に関して) 本プロジェクトの原価の定義の論理的根拠に立ち戻るべきか、すなわち定義を再検討すべきかが問題となる。(IASB Barckow 議長)
- (14) ((13)の発言に関して) 我々はそもそも IASB の提案に反対し、2009 年 7 月 IFRIC アジェンダ決定を含める形で原価の定義を変更することを提案した。そこに立ち戻って原価の定義を変更すべきであると考ええる。(ASBJ)
- (15) ((13)の発言に関して) 持分法と IFRS 第 3 号との間には他にも多くの不整合がある。IFRS 第 3 号と整合するように原価を定義し、他のすべての不整合についても取り除くという考えもあるが、それは採用しない。そうであれば、本論点のみ特別に IFRS 第 3 号と整合させるべきという説得力のある根拠は見当たらない。
- (16) 我々の目的は、既存の適用に関する質問に回答し、秩序をもたらすことであった。一貫性を前面に押し出したいのであれば、代替案 2 の方が魅力的だという意見もあった。最終的な目標は一貫性を実現し、先に進むことである。(IASB Barckow 議長)
- (17) ((16)の発言に関して) 基本的に根本的な問題のすべてを解決しようとしているのではなく、適用上の疑問点に対するガイダンスを提供しようとしていると理解している。しかし、IASB が行う選択に基づいて、人々はある特定の決定に誘導されるかもしれない、その実務に慣れてしまうと、実際に根本的な問題に対処する際に、後から変更することが難しくなるように思える。IASB が根本的な問題に回答していないことを明確にしてもらいたい。(ASBJ)
- (18) 取扱いを変更すべき明確な根拠がないとの意見が複数聞かれたが、例えばのれんの償却を採用しなかった際も同じ理由によるものであった。変更について強力な証拠がないことは、変更に伴う費用対効果を考えるきっかけとなると考える。(IASB 理事)

(所有持分のその他の変動－希薄化の利得又は損失)

ED における希薄化の利得又は損失の提案

- (19) 所有持分のその他の変動における希薄化の利得又は損失を純損益に表示する ED の提案を支持する。(ASBJ 他)
- (20) 我々の地域では意見が分かれているが、希薄化の利得又は損失を純損益に表示する ED の提案の支持が多数派である。
- (21) 希薄化の経済的実態は能動的な処分と大きく異なっていると考えため、希薄化の利得又は損失を純損益に表示する ED の提案を支持しない。希薄化の利得又は損失は投資者や関連会社の当期の収益性に直接関連するものではなく、これらを純損益に含めた場合、財務諸表利用者を混乱させることを懸念している。希薄化の利得又は損失を資本に表示する代替案 2 を支持する。

間接的な希薄化

- (22) IASB が間接的な希薄化についてのガイダンスを提供することを支持する。(ASBJ 他)
- (23) 間接的な希薄化については懸念を持っており、明確化が役立つと考える。ただし、ストラクチャリングに利用されやすい性質があると考えられるため、具体的な例を挙げて検討するのではなく、一般原則の構築を目指すことを提案する。
- (24) 包括的な原則を設け、直接的な希薄化か間接的な希薄化にかかわらず適用することで、適用が容易になると考えられる。
- (25) 間接的な希薄化は大きな問題であると考え。実務的な観点からは、間接的な希薄化の利得又は損失を純損益で認識することは非現実的である。なぜなら、発言権を持たない国で多くの関連会社を抱えている企業があり、さらに、間接的な希薄化の事実を通知されてすらいけないという話を聞いているからである。
- (26) 間接的な希薄化に関しては、実務において多様性があると考えている。我々の法域の会計基準では具体的な定めはない。この問題は、持分法の中でも明確化が必要な分野である。
- (27) 財務諸表に株式の保有状況の変化、又は実質的な株式の保有状況を説明する記述が何もない場合、何が起こったのかを理解することができない。そのような場合、財務諸表は誤って表示されていることになる。現時点ではさらに検討が必要であると考え。

(28) 我々の法域では間接的な希薄化は頻繁に生じる取引ではないと思われ、特定の定めを設けることへの要望は聞かれていない。投資者と間接的な希薄化が生じる取引に関する決定との間にはやや距離があると考えられるため、直接的な希薄化とは異なる結論に至る可能性もあると考えている。

その他

(29) 本論点は希薄化の反対についても取り扱っているのかという議論があった。(ASBJ)

(30) ((29)の発言に関して) 今回のアジェンダ・ペーパーの内容には含まれていないが、逆の希薄化 (anti-dilutions) として検討を開始したところである。(IASB スタッフ)

(31) ((29)の発言に関して) 希薄化について一部売却とみなして純損益に認識することを進める場合、希薄化の反対については追加取得とみなしてある種の非対称な処理になることが論理的帰結であると考えている。

(32) 我々の法域の利害関係者から、IASB スタッフの提案が、普通株式のみに適用されるのか、それとも配当権はあるものの議決権がないハイブリッドな金融商品にも適用されるのかを説明してほしいとの要望を受け取っている。

VI. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

15. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2025 年 12 月 1 日及び 2 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
16. アジェンダ・ペーパーにおいては、2025 年 12 月 1 日及び 2 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
 - (1) 持分法
 - (2) キャッシュ・フロー計算書に関する UKEB のプロジェクト
 - (3) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
 - (4) 無形資産
 - (5) 償却原価測定
 - (6) 企業結合－開示、のれん及び減損
 - (7) 共通支配下の企業結合に関する OIC のプロジェクト

ASAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューをいつ ASAF 会議で取り上げる予定か確認したい。
- (2) ((1)の発言に関して) コメント期限に鑑みると 12 月の ASAF 会議で有意義な議論を行うのは難しいと感じるため、3 月の ASAF 会議で取り上げる方がよいと考えている。
(IASB Barckow 議長)
- (3) 第 4 次アジェンダ協議の延期に関し、会計基準設定主体国際フォーラム会議において IASB スタッフより PPM、セグメント及び第 4 次アジェンダ協議までの期間に取り組むべき論点について質問があった。この点について 12 月の ASAF 会議において議論する必要はないか。
- (4) ((3)の発言に関して) 今後 IASB ボード会議において第 4 次アジェンダ協議までの期間に取り組むべき論点について議論する予定であり、現時点で 12 月の ASAF 会議にお

いて議論するか回答するのは難しい。(IASB Barckow 議長)

- (5) 持分法プロジェクトが遅延すると理解しているが、どの程度の期間の遅延となるのか、また、この遅延は根本的なレビューを引き受けることによるものか、受領したフィードバックへの対応が遅延していることによるものか確認したい。
- (6) ((5)の発言に関して) 一部の領域でフィードバックが二極化しているため、利害関係者からの批判について追加の情報を得て、その根本的な原因を理解する必要があるが生じている。このため、本年中にプロジェクトの方向性を決定するための必要な証拠をすべて入手できない見込みであり、数か月を追加で必要としている。しかし、プロジェクトの1年程度の遅延や大幅な方向転換は議論していない。(IASB Barckow 議長)
- (7) 優先度決定フレームワークは将来のアジェンダ協議において利用されると理解しているため、現状の進捗と利用の目的について共有して頂きたい。
- (8) 無形資産に関し、12月のASAF会議において暗号資産について取り上げる予定か確認したい。
- (9) ((8)の発言に関して) 無形資産については、投資家の期待とニーズ及び無形資産の定義と認識規準に現在焦点をあてている。この段階の後に、暗号資産を含む、投資目的で保有する無形資産について検討する予定であるが、この検討がすぐに始まるとは見込んでいない。(IASB 理事)

以 上